

第十三回 参議院人事委員会會議録第三十四号

昭和二十七年七月二十九日(火曜日)午後二時二十四分開会

本日委員池田宇右衛門君及び平井太郎君辭任につきその補欠として鈴木直人君及び古池信三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 カニエ邦彦君

理事 鈴木 直人君  
千葉 信君  
加藤 武徳君  
古池 信三君  
溝口 三郎君  
三浦 辰雄君  
木下 源吾君  
森崎 隆君  
紅露 みつ君

國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君

政府委員

警察予備隊 本部次長 江口美登留君  
警察予備隊本部 加藤 陽三君  
警察予備隊本部 間狩 信義君  
海上保安庁長官 柳沢 米吉君  
事務局側  
常任委員 川島 孝彦君  
会専門員 熊登御堂定君  
会専門員

本日の會議に付した事件

○理事補欠選任の件

○保安庁職員給与法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(カニエ邦彦君) 只今より人事委員会を開きます。

先ず最初に、理事補欠の互選を行います。互選の方法は如何いたしましうか。

○加藤武徳君 理事を選びます方法は、成規の手続を省略いたしましたして、委員長の手許に理事の候補推薦が出てくるはずでありますから、委員長において御指名を願いたいと考えます。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今加藤委員より委員長一任の動議が提出いたしました。従つて加藤君動議の通り取計らつて御異議ございませんか。

○木下源吾君 今加藤君が手許に推薦したというのだが、それは誰がいつ推薦したのですか。

○加藤武徳君 実は我が党に理事が一名割当てられておるのでありますが、委員の更迭がございまして、従つて我が党に欠けている理事を補充するため、我が党から推薦いたしておる、こういうわけです。

○木下源吾君 そういうように明瞭にやらんと、誰がどこから、加藤君が推薦したのか、誰が推薦したのか、かわからないのではちよつと疑義があると思つたので、委員長の宣告通りやればよいと思つたのです。推薦を抜きにして委員長の指名に一任する、こういうことではないかと呼ぶ者あり。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは只今の加藤君の提出動議に御異議ないものと認めまして委員長におきまして指名いたします。それでは委員長より鈴木直人君を理事に指名いたします。(拍手)

○委員長(カニエ邦彦君) 次に保安庁職員給与法案についてであります。これを議題に供します。只今出席されておられます政府委員は、國務大臣大橋武夫君、政府委員としては警察予備隊本部次長江口君、同じく人事局長の加藤君、人事課長はまだ見えておりません。以上でございます。

前回は引續いて質疑を行なつてもらうのでありますが、前の委員会で三浦委員から御発言がございまして、それに對しまして専門員のほうから発言を求められておりますから、これを許可いたします。

○専門員(川島孝彦君) 昨日の委員会で三浦委員から、保安庁法案を参議院で修正いたしました結果、この保安庁職員給与法案に如何なる影響があるかというお尋ねにつきまして取調べましたところを御報告申し上げます。

御承知の通り従来の警察予備隊と海上保安庁の海上警備隊とを統合して今回保安庁を設置するという機構改革の趣旨に基きまして政府の原案が出て参りました。それにつきまして参議院で修正いたしました要点は、昨日お答え申上げました通り、海上公安局に関する部分につきましては、これを当分の間従来の海上保安庁に戻して、海上保安庁の警備隊の組織だけを新しくできる保安庁のほうへ移すということになつたのでありますが、具体的方法につきましては多少複雑でございますので、極く要点だけ従来の沿革から申上げましたほうが御参考になるか

と思ひますので、それで従来の経過を辿りますと、昭和二十三年の四月に海上保安庁が運輸省の外局として設置せられました。この海上保安庁の職能といたしましては、大体から申しますると、従来の水上警察に関する事項と、海難救助に関する事項と、それから運輸省の船舶局あたりでやつておりました船舶の検査或いは規格の検定というよりな事項と、それから同じく燈台局でやつておりました航路標識或いは燈台の監視というよりな事項、それから海軍の水路部でやつておりました海面の測量及び水路図誌の発行というよりなことを集めておるのであります。

それでその關係を一番よく現わしておりますのが当時の部制でありまして、第一部から第六部、即ち第一の總務部から、船舶技術部、警備救難部、海事検査部、水路部、燈台部、こういう六つの部がございまして、このうちの初めの二つ、總務部と船舶技術部は、これは海上保安庁限りのものでありまして、その次の警備救難部が大体海上の法規違反の予防及び取締、犯罪の捜査という方面の仕事をやつておりました。それからその第四番目の海事検査部は、先ほどの船舶の検査等のごときもの、水路部、燈台部はその名前のよりな仕事をやつておりました。ところがその後になりました、昭和二十五年の八月に警察予備隊令が政令で公布せられました。従来の警察とは多少趣きの違つた治安維持のために行動をす

るということを主たる建前として警察予備隊ができました。その後事情の変化に伴ひまして、海上保安庁の海面のほうにおきまして、やはり同じような行動を主とする部隊が要請せられました。今年の四月二十六日の法律第九十七号で海上保安庁の一部改正が行われまして、ここに海上警備隊ができましたのであります。ところが今回機構改革の要点といたしましては、これに對しまして保安庁法案と、海上公安局法案と、保安庁職員給与法案と、この三つの法案を基にいたしまして、計画されました。その内容は、保安庁の組織の中には、従来の警察予備隊、それと海上保安庁の海上警備隊の部分を入れます。それと同時に保安庁に附置される組織といたしまして、海上公安局というものが別個の海上公安局法によつて設置されます。この海上公安局の職務権限といたしましては、元の海上保安庁の警備救難部の仕事を受け継いでおりまして、海上保安庁のその他の海事検査部、水路部、燈台部という部局で行なつておりました仕事は、これは運輸省の船舶局、それから運輸省の附屬機関であるところの水路部、同じく附屬機関であるところの燈台局に移すことに規定されております。そして保安庁の警察予備隊から移つた部分、及び海上の警備隊から移つた部分の職員に関する規定をいたしました。保安庁職員給与法案が提出されたわけでございます。そこで従来との關係から申しますと、こ

の保安庁法と海上公安局法と保安庁職員給与法とが成立いたしました。昨は、海上公安局法の中に於いて、従来保安庁職員給与法におきまして、従来海上警備隊の職員の給与等に関する法律を廃止する。こういうことになつておるのであります。今回の参議院の修正は、そのうちの海上公安局法、これは保安庁法の第二十七条に基いて作ります法律であります。この海上公安局法の施行を別に法律を定める時期まで待つ。別に法律を以て定める日において海上公安局法が効力を発するということ修正によつて、法律そのものは通りましたけれども、まあ眠つた形で行く。それから保安庁法の改正では、期日を七月一日に発足すべきところを八月一日にする。それから保安庁の職務権限のうち海上公安局に属する権限、即ち海上における警備救難の事務等に関する規定を公安局が発足するまで継承するという規定を入れておきます。それからその次は、右に伴う字句の整理をいたしましたので、要は公安局が眠つておる間の経過の規程でございます。例えば保安庁の隊員が被疑者を選捕いたしましたときの引渡しを、原案では海上公安官に引渡しということになつておるのを、海上保安官に引渡しすべしとか、或いは保安庁長官が必要の場合に海上公安局の仕事を統制するという規定を、海上保安庁の仕事統制するというふうな読み替へるとか、そういうような修正をいたしましたのであります。その結果、海上保安庁法というものは別に法律を以て海上公安局法が発効するまでは存続するということになりま。それから警察予備隊令

は廃止されるということになりま。これは保安庁法案の附則に但書がございまして、十月十四日まで警察予備隊は保安庁の機関として存続することになつております。で、こういうような修正の結果から、この本委員会に付託されておられます保安庁職員給与法案に關係する影響をいたしましては、保安庁が七月一日施行が八月一日に変わったための修正が必要となつて参ります。それから又この給与法案の中に、保安庁法としては、すでに海上保安庁がなくなつたものとして、海上保安庁がなくなつたものとして、海上保安庁及びその職員が復活したために再び手を入れなければならぬところが数カ所ございまして、これは主として恩給法に關係することございまして、恩給法の中に原案としてはずで海上保安官が要らなくなつておられますので、それを削りました。その代りに海上公安官、つまり海上公安局の職員を入れるというふうになつておられます。ここへ又海上保安庁の職員、即ち海上保安官を差加える必要ができて来たのであります。それからそれに附加えまして、海上警備隊の職員の給与に関する法律はどうなるかという問題がございまして、この法律は海上保安庁のうちの海上警備隊だけに於ける給与の規定でございますから、これは全部保安庁のほうに移りますので、本案のように廃止をするというところで差支へはございません。それから復活いたしましたという少し語弊がありますが、存続して行く海上保安庁に残るいわゆる水上警察、即ち警備救難に當る職員、これらの給与の關係はどうなるかと申しますと、これは

一般職の職員として今まで扱われておられますので、元へ歸りまして一般職の職員の給与に関する法律で賄われるので、これは問題がないと存じます。このほかに多少経過的の規定がございまして、これは参議院の修正の結果当然に響いて来る問題ではございませんので、一応省略して頂きます。

○木下源吾君 今本会議が始まつておるようですが、どんな法案が出ていくからと調べさして報告して頂きたい。それは若し採決等の必要があれば行かずにやらんから、こういうふうな考えから。

○委員長(カニ二郎君) 申し上げます。只今の休憩後の本会議は国会法の一部を改正する法律案、これは採決はございまして、それから国土総合開発審議会委員指名の件、これは採決はございませぬ。議長の指名であります。それからあとと請願及び陳情であります。以上であります。

○木下源吾君 国会法の改正のなには採決ですか。採決だとすると……。

○加藤武徳君 私、先ほど運営委員会に担当いたしましたので附加えさせていただきますが、これは共産党を含めて全会一致ということになつておられます。

○木下源吾君 ああそうか、それならよろしい。

○千葉信君 大橋國務大臣にお尋ねいたしますが、私も保安庁の保安隊であるとか、警備隊が、軍隊であるとかないとかいふ問題については、直接この委員会の所管ではないので、この際はその問題には一応触れませんけれども、ただ併し御提案になつておられます保安庁職員の給与法案を見聞いたしました、非常に給与が不当に高いので、高いという事実はこの法案の俸給表等を見ましても歴然としておりますが、一般職の職員に比べまして、それから又例えば警備隊の場合に船員俸給表による船員に対する給与の水準というものと比べて見ましても、それから又警察職員であるとか、海上保安庁の職員に対する給与の水準に比べて見ましても、そのいづれに比べて見ましても、非常に高過ぎるのです。どうして一体こういう高い給与を決定しようとするのか。私も給与が高いということについては、私も給与が高いのはなくて、どうして他の職員とこれほど不均衡な、不公平な給与を決定しようとなさるのか、その点を先ずお尋ねしたいと思つております。

○國務大臣(大橋武夫君) 本法案の別表に掲げてあります金額を基本給として御覧になりますと、或いは千葉委員の御質問にありましたようなお感じがあるかと存するのでございませぬ。併しながらこれは現在の警察予備隊並びに海上警備隊の給与をそのままに引移したものでございまして、つまり引移したものと、現状ですて高く思われるということに相成るかと思つてございませぬが、実は一般職の給与におきましては、基本給というものをきめまして、これに對しまして、家族手当でありますと、或いは地域給でありますと、超過勤務手当でありますと、それから附加さるべき給与が、相当な金額がこの基本額のほかにつくことになつておられます。でこの法案におきましては、こうした特別手当の形を以てする給与金額というものをすべて基本給に算入いたしましたので、そして金額をきめておきますので、この点はそれだけ高くなつて来ておると思ひます。併し實質的には大して変りはない、こういうことに相成ると思ひます。なおこの点についての詳細な説明は人事局長が参つておられますので、そのほうから申上げます。

○千葉信君 人事局長のほうから御説明を承ることも結構ですが、そういう見ましますと、大橋國務大臣は今御提案になつておられるこの給与法案の給与の額というものは、他の一般職の職員であるとか、その他の役員等と比べて、そんなに不当に高いものじやないと、こういうお考えで出されているわけですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 現在警察予備隊又は海上警備隊職員給与令によるものをそのまま引移したものでございませぬが、そのもととなつておられます金額は一般の職員に比しまして、特に高いたは考へておりませぬ。

○千葉信君 今提案されておられるものは、例えば海上警備隊の隊員に対する給与の件、それから警察予備隊の現行の給与額を一応の基準にして、引移すことは、これは私もわかつております。併し何と言ひましても、警察予備隊の現在の給与額というものは、これは私も殆んどその水準であるとか、その他の問題等についてこれは直接私も知りませんのであります。それから又海上警備隊の給与の問題については、私も私どもはつきりと反対すべき理由を申上げて反対しているにもかかわらず、遺憾ながらこれは法律として国会を通過して、現行の給与体系をどうつておられますから、これにも私も

どうしても賛成することができないの  
です。ところが今大橋國務大臣は、そ  
れらを基準にしたものであつて、而も  
大体一般職の給与であるとか、その他の  
給与とそれほど違つていないものじやな  
い。違つていないという印象を与えてい  
るのは、例えば勤務地手当であるとか、  
か、その他の給与を基本給の中へ含め  
ているからそういうふうな印象を与え  
るのである。実際の基本給というの  
はそんなに違つていない。少くとも同  
じ程度の水準だといふうちに大橋國務  
大臣は御答弁になられたが、若し  
そうだとすれば、提案された大橋國務  
大臣が実際のこの保安庁職員の俸給額  
がどんなに他の職員に比べて不当に高  
率であるかということを知らないで出  
したのです。例えば今あなたはこの  
で、保安庁職員の給与の場合には、勤務  
地手当であるとか、或いは超過勤務手  
当であるとか、或いは寒冷地手当であ  
るとか、こういうものが本俸に計算さ  
れているから高いという印象を与えて  
のだ。こういうお話をされております  
が、実際はそうじやないのです。私ど  
もがここで高いということも申し上げて  
いるのは、俸給の月額として計算され  
たものだけを基準にして計算され  
たものだけを勤務地手当であるとか、  
額となつていて超過勤務手当であるとか、  
か、或いは超過勤務手当であるとか、  
寒冷地手当であるとか、特殊勤務手当  
であるとか、こういうものを全部控除し  
て、本俸だけを基準にして、その本俸の  
金額だけでも非常に高過ぎるというの  
です。その例を今ここで読み上げてみ  
ると、例えば今度警備隊のほうには三  
等警査というものが出ておりますが、  
これは三等警査というものは、保査の  
ほうには二等までしかありませんか

ら、この場合保査のほうを含んで二等  
警査と、二等保査の場合の俸給額を例  
にとつてみます。これは勤務手当であ  
るとか寒冷地手当であるとか特殊勤務  
手当というふうな、今大橋さんのおつ  
しやつたような加算された給与額を除  
いて本俸の金額が五千三百五十円なん  
です。いいですか。それからこれに対  
して衣料費として控除されているもの  
が当然これに積算されなければならな  
い、本俸の中からそれを控除してお  
わけてですから。それから又光熱費と  
して当然これは一般職の職員でも何  
でも全部、その給与の中に含まれてい  
る給与額の金額がこれ又控除されてお  
ります。本俸にこれは加算して計  
算されなければならぬ。それから又  
食費として、食糧費として本俸の中か  
ら何がしかの金額が控除されてお  
ります。その控除されておるものを本俸月  
額として計算して見ますと、七千三  
百八十七円になるのです。いいです  
か。而もこれに對比するところの一般  
職の職員の場合を見ますと、該当する  
と思はれる基準になる給与額はこれは  
四千円なんです。きつちり四千円なん  
です。これは昨年の十月一日から行わ  
れている一般職の職員に対する給与の  
基準になつた一八・六才になる職員に  
対する給与なんです。ですから二等警  
査であるとか、二等保査の場合の職員  
の年齢水準というものと殆んど同じ程  
度の職員、学歴等も大体同じ程度の職  
員なんです。それが一方は七千三百八  
十七円であるにかかわらず、一方は四  
千円なんです。それから今度はこれを  
例えば警備隊等と同様な仕事を一応担  
当すると思はれる船員俸給表等を見ま  
すと、船員の場合には少し高くて、該

当する職員と思はれるのが、これが四  
千三百円です。それから警察職員であ  
るとか、或いは矯正保護職員である  
とか、海上保安庁の職員に対する特別俸  
給表等の該当の金額を大体算定して見  
まして、この場合にも六千四百程度  
なんです。こんなに違つたのです。而も  
その二等警査、二等保査の今申し上げ  
ました七千三百八十七円という、そうい  
う給与の金額は、又一つからくりがあ  
るのです。それは人事院の勧告しまし  
た現行の四千円一般職の職員に対す  
る俸給額の計算は、二千六百円を食糧  
に費す経費という形で考えられてい  
る。ところが、今度の保安庁の職員に  
対する給与の計算の中では、食糧費と  
しての計算は七千七百円か考へていな  
いのです。つまり二千六百円は食糧費  
にかかるといふ計算をしていて政府  
が、七千七百円か保安庁の職員の食糧  
費としては考へていないのです。こ  
れはいろいろ事情もありませんが、例  
えば大量に購入するからという条件で  
あるとか、その他いろいろ条件があ  
るでしょうから、これは二千六百円が  
千七百円という形で考へられてもこの  
点は私はその問題にはならないと思  
うのです。問題にはならないけれども、  
こういう俸給額の総体の比較というこ  
とになりますと、やはりこれは一応は  
問題にしなければならぬと思ふ。そう  
いふふうには違つたのです。こんなに違  
俸給表を出されておるながら、大橋國  
務大臣は何にもそんなに不公平なもの  
じやない。大体同じ水準だなんて答弁  
をされることは、この数字が立証する  
事実に対してもう一回その答弁をし直  
される必要があるのじやないかと思  
う。

○國務大臣(大橋武夫君) この俸給金  
額というものは、大体一昨年警察予備  
隊創設に際しましての警察予備隊員の  
俸給額の基礎となつて来ていたわけで  
ございますが、当時この俸給額を決定  
いたすに際しましては、大体その職務  
の性質から見まして警察職員の給与を  
基準といたしておりました。これに地域  
給、超過勤務手当、家族手当、こうした  
ものの平均的なものを加算をいたし、  
その辺を水準にいたしてきめたもので  
ございまして、従いまして特に警察  
官より甚だしく高額であるとかいふも  
のではないと思つておるのでありま  
す。尤も当時警察予備隊は一般警察よ  
りも職務上の危険が甚だ大であるのみ  
ならず、勤務年限といたしましては一  
応二年といふような、いわゆる非専門  
的な職業に對しましては、就職期間が  
半端でございまして、これらの点を  
も考慮をいたしまして、それに相応し  
た程度は多少待遇も改善して行くとい  
うことが適當ではないか、こういう趣  
旨で警察官を基礎にいたしまして期限  
が二年であるといふような点を考慮  
し、多少改善するといふ意味も含めて決  
定いたしましたのであります。併しその  
後たびたび給与ベースの改善があつた  
のでございまして、その際にこれら  
の差異が漸次失われて参りまして、現  
在では警察職員と大体似たような水準  
になつて来ております。こういうふう  
に考へておるのでございます。なお詳  
細の点につきましては、人事局長から  
代つて申上げることがお許し願ひたい  
と思ひます。

○千葉信君 人事局長から御答弁を頂  
く前に、これは大事な待遇の問題です  
から、やはりもう少し今の御答弁に關  
連して御質問申上げたいと思ふので  
す。給与の改訂等が行われてさうして  
大体今では警察職員なんかとも余り差  
がないといふような御答弁でしたが、  
給与の改訂が昨年十月一日行われた現  
行の給与の中でも、私が申上げておる  
ような相違があるのです。警察職員と  
の比較でも、片方は六千円、片方は七  
千三百八十七円、こういう相違がある  
のです。それが若し御質問ならば私の  
ほうではつきりその数字を具体的に申  
上げてほしいと思ふのです。それから  
今大橋國務大臣の御答弁によりま  
す、例えば警察予備隊とか、警備隊と  
いふようなものは、これは相当その職  
務も危険であるといふような点にも考  
慮を払つたといふお話をございました  
が、この点私はちよつと不思議に思  
うのですが、これはどういふことかとい  
うと、成るほど保安官や或いは警備官  
は他の職員に比べてはかなり危険な仕  
事に従事することにはなるかと思  
うのです。その点はまあおつしやる通り  
だと思ふのですが、併し平常の場合  
における保安官とか、警備官の職務の  
内容と、警察職員の職務の内容とがそ  
れほど違つたとは思ふのです。そ  
うです。そうすると一方保安庁の職  
員に對しては、保安庁法の第六十一  
条による命令出動とか、或いは第六十  
四条による要請出動をする場合の危険に  
對しては、今度の給与法の第三十条に  
よつて、出動を命ぜられた場合におけ  
る職員の給与及び災害補償等に関し必  
要な特別の措置については別に考慮す  
べきである、こうなつておるので  
非常な優遇されておる。この点に問題  
があることが一つと、それから今大橋  
國務大臣の御答弁では、警察予備隊な

んかの場合には、二年間だけの期間をきめての雇用であるから、こういう条件からも給手の水準というものを考慮した、こういう御答弁であります。それなら一体これは将来も保安隊の職員については、或いは年限が二年ということになるかも知れませんが、警備隊のほうにはそういう年限の点はなつておりませんか、相当長い期間勤務することになるはずなんです。停年制は布かれておりますけれども、それ以上の制限はありませんから。そういうことになりまして、一体それでは警備隊と保安官と同じ俸給表で律するということ、今の勤務年限という点からするとおかしいのじゃないか、こういう結論になるのですが、この点は如何ですか。

○國務大臣(大樞武夫君) 先ず危険な出動をいたした場合には、危険であることはこれはよくわかるが、平常は危険はない、こういう御質疑の点でございますが、実は出動の際に備えまして、平常武器の訓練その他迅速なる部隊の行動というような訓練をいたしております。平常の仕事はまあ訓練が主になるわけでございますが、現実にならぬものが多いいのでございまして、一般の公務員には予想のできないような事故等も現実に起きておるのでございまして。やはり平常の訓練においても、他の一般職員とは比べものにならない危険性があるかと存じておるのであります。それからこの二年の期間を以て雇用了しておりますのは、これは保安官でありまして、警備官のほうは二年という期限はいたしてございせんが、これはお説の通りでございます。

併しながら特に嚴重なる停年制度を設けておりました、その停年は一般の公務員にはないことであり、又事実公務員ならばこれから本職で勤めようというときに、停年の期限が来るというよくな実情になつておるわけでございます。勿論保安官におきましても、雇用期間は一応二年にはなつておりますが、志願によつて更に勤めて五年、六年或いはもつと長く行くということは無論あり得るわけでございます。併しこれにもやはり停年という制度があるわけでございますして、これらのいろいろな点を総合いたしますると、一般警察職員よりは多少待遇においてよくして参りたいという気持は当初はあつたわけでございます。

○千葉信君 少くとも一般職に比べては六割以上も高い給手額に本俸の計算がなつていて、而もその他のいろいろ手当の金額なんかを厳密に計算いたしますと、その手当額なんかも非常に有利に扱われている。そんなに高い給手額を、或る程度違うだけであつて、そんなに大きな開きや不公平はないというお考えでおられるのは、私どもはこの法律案の審議をよほど徹底的にやらなければならぬと思つたのですが、まあ併し人事局長のほうからも補足説明があるそうですから、その点を……

れますであらう初任給を基礎といたしまして、これに國家地方警察の警察官の取つておりましたところの超過勤務手当というふうなものを加へまして、先ほどの御説明では、七千三百八十七円とおつしやいましたけれども、私どものほうの計算では、これは約七千二百二十五円ということになるのでございまして。その中から先ほど御指摘がございました食糧費千七百円、これはその節もお話がございました通り、実費はこれを超過してゐるものでございまして、御了解願へるような事情がけれども、御了解願へるような事情から千七百円を引いておられます。それから光熱費、衣料費、恩給に相当する分、こういうようなものを引きまして、月額五千五百円というふうな給手を出しておるわけでありまして。これが二等警察の諸君の初任給でございますが、その上の階級についてはどういふふうにきめたかと申しますと、警察監、監と申しますと監督の監でございます。上の階級の監でございます。この警察監の階級の諸君の給手につきましては、当時國家地方警察の本部長官が十四級でございます。これは三万人の警察官の最高階級者として十四級の格付を得られておりましたので、私どももいたしましたは、当時七万五千人の発足をいたしましたときに、警察監のうちの最高の人を十五級に格付けをいたしました。この上と下とをきめまして、その間におきまして、その以外の警察監、監督の監です、これが十四級、警察監補は十三級、一等警察正は十二級、二等警察正は十一級というふうな順次一般職の職員の職務の給手に対応いたしました格付をいたしました。同じような計算の仕方を以ちまして給

○政府委員(加藤三君) 俸給の算定の基礎でございますが、只今お話を承つておられますと、十分御調査になつておるようでございますので、詳しく数字を挙げて御説明する必要はないかと思つては、二等警査につきましましては、新制中学卒業程度の者でございまして、この者が警察官として得ら

手をきめて行つたわけでございます。食費の差引等につきまして御指摘のような点がございますけれども、私どももいたしましては、格別に良好なる待遇を与えたというつもりでできておるものではないのでございまして。

○千葉信君 今あなたは警察監なんかの例を引いて、大体他の職種と順次格付の場合に不公平がないようにやつて行つたというお話ですが、これは私どもその点まで触れて行つたらまだ問題は大くさんあるのです。今この問題をここで持ち出したら収拾のつかないくらいたくさん問題が出て参りますから、やはり順序としてはこの基準程度のもので一応ここで明確にしまして、それらのほうに入つて行かなければならぬと思つて。今あなたの御答弁によりますと、私の持つてゐる数字とは少し、百円以上も開きがあるのですが、私の持つてゐる数字をここではつきり申上げますと、二等警査並びに二等保査の場合の初任給は五千三百五十四円という計算なんです。それに対していろいろな手当なんかはこの際全然抜きにして、手当を本俸に入れたというその金額なんかは全然抜きにして、その本俸だけの計算は五千三百五十四円、それから光熱費が二百円、食費が一千七百九円、この控除したものを、恩給の百七十四円を除いて二千三百八十七円なんです。そのほかに恩給分が百七十四円なんです。大体恩給の問題に關すると思つたので、この際、今大樞國務大臣が言われたように、二年たつたらやめるといふことになつているといふ予備隊の職員に対して恩給の金額を

引くといふことは一体なんですか。恩給の金額を本俸の中から控除するといふことは一体國家がごまかしてゐるということになりませんか。そういう問題も出て来ていると思つて。ですからそういう恩給の問題はこの際抜きにしても衣料費、光熱費、食費だけの計算で二千三百八十七円という、厳格な計算です。それと本俸とを合わせれば七千三百八十七円になるのですが、あなたの金額とどこが違うのです。

○政府委員(加藤三君) 基礎給手が五千三百五十円であるという点、差引きました金額、すべて御指摘の通りでございます。私のほうはいたしましては、この五千三百五十円はかに超過勤務手当として八百四十四円、石炭手当として百四十四円、寒冷地手当として百七十六円、扶養手当相当分として三百円、これを加へておるのでございまして。それから恩給を控除いたします点についての御意見のあることは私どもも重々承知いたしております。ただこれはやはり國家公務員といたしまして他の職に引續ぎました場合におきましては恩給の年限に連算されるような次第もありませんので、いろいろ考えました末、当時これは恩給法の適用を受けさせよう。そのほうが有利であらうといふことで恩給法の適用を受けさせるようにいたしました。納付金を控除するようにはしたわけですが。

○千葉信君 これは細かくなりますから逐条質問のときにお尋ねしたいと思つたのですが、今の御答弁の中で気がかかることは、石炭手当の分といふお話がございましたが、石炭手当の分を加算されてゐるのですか。

○政府委員(加藤三三) 加算してご  
ざいます。

○千葉信君 そのうしますと、今の石炭  
手当というのは北海道に勤務する公務  
員だけに出してはいけないものを、その  
他の地方にもこれを均霑するというこ  
とになるわけですが、どうですか。

○政府委員(加藤三三) この提案理  
由の説明の際にも申し上げましたけれ  
ども、給手の単純化を図りまして、その  
能率的な支払い計算というものをやろ  
うという趣旨からいたしまして、いろ  
いろな手当を総括いたしまして、給与  
制度をきめられた。その際に石炭手当  
につきましても一応全国を平均いたし  
まして、ならした金額を計上した、こ  
ういうことになつているのでございま  
す。

○千葉信君 この問題はあとから逐条  
質問のときに大分出て来ますからそれ  
に譲ることにして、一応総括質問はこ  
の程度にして、誰か御質問ありました  
ら……。

○木下源吾君 今度のなには、今先ほ  
ど専門員から説明がありました。二  
十三年からだん／＼まあ変つて来たの  
ですが、そこで当初の目的は海難、水  
上警察その他検査だとか、航路標識だ  
とか測量だとかいうような任務でな  
らぬところが、その後二千五年八月から  
は、治安維持ということが目的にな  
つた。そこで爾来治安維持という面  
で特殊な事件、そういうものはどれほ  
どあつたか。これらの事件がどれほど  
あつたかということをお尋ねした  
いと思つてます。

○國務大臣(大橋武夫) 警察予備隊  
は一昨年の八月に創立いたしました。今  
日まで丁度二カ年ばかり経過いたし

ておるのであります。国内治安の  
確保のために警察の処理できない事態  
に出動したという事態は今日まで一度  
もございませぬ。ただ災害の場合にお  
きまして、一般の救護のために或いは  
援護物資輸送のため、或いは災害地の  
処理のため、こういう目的を以ちまし  
て自治体の管理者からの要請に応じま  
して出動いたしましたことがございま  
す。

○木下源吾君 そういたしますと、特  
に何ですね、一般公務員以外に危険性  
がある、生命等に危険性があるとい  
うことは今日までのところはなかつたわ  
けであります。そういうふうな了解  
してよろしいですか。

○國務大臣(大橋武夫) 警察予備隊  
は一般警察の処理できないような事態  
に対処いたすのでございまして、かよ  
うな場合におきましては多くの場合に  
非常な実力による抵抗を排除するとい  
うような場合が多いわけがございま  
す。従いましてこの任務の性質から見  
まして、警察予備隊というものの職  
員が、職務上相当危険を伴うものでは  
ないことはこれは間違いないとい  
うのであります。幸いに今日までそ  
うした事態がなかつたということにな  
るわけがございまして。

○木下源吾君 更にお尋ねしますが、  
今度のこれらの保安隊が、結局アメリ  
カとの共同防衛に当るわけでありま  
す。そこで共同防衛に当る場合に、ま  
あ同じ働きをする、こういうふうなま  
あ考えられるのですが、アメリカの給

手とこちらの給手との比較はどうい  
うことになりませぬか。同じやつぱり働  
きをする人々を比較して、その給手の  
状況は……。

○國務大臣(大橋武夫) アメリカ駐  
留軍と共同防衛に当るといふことは別  
にきまつていふことではございませぬ。  
アメリカ駐留軍は、日本政府の明示の  
要請に依りまして、外国の救護又は干  
渉によるところの大規模なところの  
騒乱又は騷擾に對し、或いは武力によ  
る外国の侵略に對して日本の国土を防  
衛する、これが駐留米軍の任務であ  
ります。而して警察予備隊、保安隊の任  
務というものは、日本の国内治安を確  
保する、こういうことではございま  
す。

これは實際活動する場合においてい  
ろいろ相協力するといふことはあり得  
るかも知れませんが、併しながら共同  
して一つの指揮の下に動くといふよう  
なことは現在考えておりませぬ。その場  
合においてそれ／＼の立場から駐留米  
軍は駐留米軍としての任務を遂行す  
るのであり、警察予備隊は警察予備隊と  
しての必要な任務を遂行するので、別  
個の使命、別個の性質として活動す  
るのでございまして。ただその原因は、一  
つの原因に對して別個の二つの組織が  
別々にそれ／＼の立場から動く。ただ  
原因が一つであるからしてお互いに連  
絡をとるといふことはあり得ると存じ  
ます。そういうわけがございまして

で、特に米軍の給手と関係をもたしてこ  
の保安隊の給手をきめるといふ考えは  
政府としては持つておりませぬ。

○木下源吾君 別に米軍の給手等を  
標準にしてきめるとか何とかいう意味  
ではないので、私は共同防衛、共同作  
戦といふようなことになればやはり同

じような仕事を同一の指揮の下にやる  
場合もあるのじやないか、こういうよ  
うに考へるのです。で、そういう場合  
に同じことをやつておつて、私どもは  
給手の面で非常に違つておるといふよ  
うなことであれば、日本の防衛隊が別  
の何か昔のような精神的支柱と言いま  
すか、そういうようなものが別になか  
つたならば、ただ給手の面で、今日では  
一般にいろ／＼職務、そういうものの  
基準を計られるという世の中だから、  
非常な不均等の故に、實際行動にお  
いても差が出るのではないか、こうい  
うに考へるので、そういう点でお伺  
いしてはどうか。そこで伺ひして  
いるのは、同じような任務を持つたも  
のアメリカと日本との給手の比較は  
どんなものかといふことを一つ伺ひ  
おきたいと思つておるのです。

○國務大臣(大橋武夫) 先ほど申上  
げましたごとく保安隊と駐留米軍とい  
うものはこれは種類が違つておます  
るのでこれを比較することは果して差  
当かどうかといふことは別問題とい  
はしまして、とにかく駐留米軍の給手と予  
備隊の給手といふものはこれは格段の  
相違があることは申すまでもないので  
あります。先ず数倍の違いがあるこ  
とと思つております。

○木下源吾君 先ほどあなたが言われ  
たアメリカの駐留軍とこちらの保安隊  
とは事件が起きた場合に別々の行動を  
する、この点は別々であるといふこと  
については、場所が別々だといふこと  
と、指揮系統が同じだといふことであ  
れば私は同じだと思つておるのです。別々  
として、全然別個だ、こういふこと  
にして、私どもは先般横須賀へ行つて実  
際に見て参りました。今あなたが

しやる国内の問題ですがね。あそこで  
今度借入れることになつておる船は、  
上陸用に主として使つた船が多いよう  
であります。上陸用にすね。あれから  
見ると、あの海上保安隊、警備隊か、  
警備隊は国内で一体上陸用に訓練を  
して、別個の独自の行動だけで上陸用  
の船は殆んど何十隻か、大部分は上陸  
用の船で、その訓練もそれをやると  
いふので、訓練も、そうなるとい  
ふことかへ行つて兵隊を上陸させる  
といふことをまあ我々は素人だから考  
へるのですが、あれは一体国内で上陸訓練  
して、一体どういふ場合に實際活動  
するのですか。そういう点も一つ伺  
ひたいと思つておるのですが。

○國務大臣(大橋武夫) 上陸用の船  
とおつしやいます。それは、恐らくアメ  
リカから借りることになつております  
二百五十トン級の船舶五十隻、その一  
部を御覧いただいたのでございませ  
が、これは成るほど、あの船は、アメリカの  
海軍が上陸部隊の援護用の船として設  
計をいたしましたものとか聞いてお  
ります。併し日本政府があれを借りよう  
としたしております。上陸援護の  
練習をしよといふ趣旨では無論ない  
のでございまして、何分に海上の警備  
の上から申しまして、船舶がござい  
ますので、米國でそれに適当した船を  
してくられるものがあつたら貸して  
もらいたい、こう考へておるのでござ  
いませぬ。米國といつたしてはた  
ま上陸軍の援護用に設計した船が  
今日空いておる、それでこれを貸さ  
うかと、こういうことになつたわけ  
がございませぬ。そこで海上警備隊とい

は、恐らくアメ  
リカから借りることになつております  
二百五十トン級の船舶五十隻、その一  
部を御覧いただいたのでございませ  
が、これは成るほど、あの船は、アメリカの  
海軍が上陸部隊の援護用の船として設  
計をいたしましたものとか聞いてお  
ります。併し日本政府があれを借りよう  
としたしております。上陸援護の  
練習をしよといふ趣旨では無論ない  
のでございまして、何分に海上の警備  
の上から申しまして、船舶がござい  
ますので、米國でそれに適当した船を  
してくられるものがあつたら貸して  
もらいたい、こう考へておるのでござ  
いませぬ。米國といつたしてはた  
ま上陸軍の援護用に設計した船が  
今日空いておる、それでこれを貸さ  
うかと、こういうことになつたわけ  
がございませぬ。そこで海上警備隊とい



ましては、これを警備の目的を以て運用するにいたすつもりなのでございまして、訓練につきましては元は上陸援護用の船でありますから、今後海上警備隊としたしましては、海上の一般警備用の船としてこれを使う、そういう趣旨でこの船を運用いたしますようにその訓練をいたしておると、それが今日の状況でございます。

○木下源吾君 それは大橋さん違つては、これはアメリカで作つて、まだ本当の場合に使つたことがない。それで船足も非常に浅いようですね。我々が乗つていても動揺するよ様な船なんです。あれならばあなたのおつしやるよ様なことなら用はなさんと思つたのです。あれは、実際にあれを警備に使うことはどういふことに使うのかよくわかりませんが、恐らく海上を走つておつしやるよ様な船があつたら逮捕するとか何とか、そういうよ様なことも考えられるのでしようが、又しばしば政府が言われるよ様な外敵侵略だとかいふよ様な、まあ彼らそういう想定をした場合に、あの船は何も役に立ちませんし、実際にいふことも、上陸といふよ様な事を練習し訓練をする、又それ以外に訓練しようがないのです。大砲を打つといふところがあるなら少し気の利いた漁師なら打てるのです。そういうよ様なわけで、どうもあの船を使つてやるというところが、どんな素人が考えても、どこか相手の国というか、相手の島というか、それにあの軍隊が上陸するときにあれで援護すると、どんなに我々としてもそれより考えられませぬ。そこで私は余り不思議だから今お尋ねしているので、別個の行動をする

という場合なら、あれなら何にも行動したところが、あゝ訓練をやつてここの兵隊を連れて行つて向うへ上げるだけのなによりない。それも一貫してできるのではなく、ただ援護してやる。ですから私は心の中で、ああこういうことをやつて、まあ世間で言う軍隊にするといふならば、アメリカのこれは輻重輪卒じやないと、海軍の、日本で言うならば、そんなよ様な恰好のものじやないか、こう考へて来たのです。給手の問題でも輻重輪卒の給手だ。向うは兵隊の給手だといふようなことでは余りにもこちらは劣等感で、劣等感もいふです。国のために命を捨てるといふなら給手なんか問題ではないが、併しここに現われて来ているのは公務員として現われて来ているのです。そういう点に非常な矛盾を感じずには、私が矛盾を感じるばかりでなく、實際行動する者もどういふ考えを持つかと、併しここに非道な不安を持つ。ただ金を多くやればいいという問題ばかりではないと、こういうよ様に考へて實際私が見て来たところから今御質問申上げたのだが、あなたが飽くまで、これは海上警備隊だといふならば、それは言葉の上と、机上ではそれで通るかも知らんが、実際は御覧になつたらわかりませんが、そういうものではない。そこで私は関連してあゝいふよ様なもので海上を警備して歩いておつたら、それこそその防備も何も実際問題ではなく、その船自体に乗つておるだけで危険が多すぎる伴う、こういうふうに考へるのです。それで金がないから向うさんから借りるのだと、おかしなものを持ちるのだから、それでこつちへはまさかのときは危険が多いから給手

を余計払ふんだと、これでは意味をなさんではないか、こういうよ様に思われるのです。いづれにしてもこの問題についてはもう少しあなたから本当にどういふことをやるのか、これは警備隊なら警備隊はどういふことを實際やるのか、又想定しておられるのか、生命に関する危険が多いという点を指摘せられておるのだからして、それは想定でもいふから具体的にどういふ場合に危険性が多いのだといふことを一つお聞きしたいと思つたのであります。

○国務大臣(大橋武夫君) 海上警備隊の任務は、一般の場合に比べまして、海上の警備隊のためには海上保安庁の警備隊の船が当つておるののでございまして、併しながらその能力に限りはございまして、非常の際におきましては、これを応援するといふことになつております。即ち水難に際し、或いは警備上必要である場合におきまして連絡をとつて、そうしてこれを応援する、こういう仕事でございまして、御覧になりまして船中もいろいろ場合に使つて貸して貸しておられることになつたところ、あの船が借りられることになつたわけでありまして、従つてそうした任務の上から見て、あの船が果して適当であるかどうかといふことは、これはもういろいろ疑問の余地もあるけれども、木下議員の御意見を抱かれする点も誠に御尤もと存するのであります。何分その目的を以て船を設計するといつたしましては、急場間に合ひませぬ。又非常に多額を要するわけではございまして、アメリカから借りられるといふことならば、多少の不便を忍びましてもそれを利用するがよからう、ま

あ私どももこう考へておるわけなんです。従つてあの船によつて今申上げたよ様な任務で参るわけでありまして。今申上げた警備上必要である場合に特に応援のために出て行く、或いは水難救助の際に特に援助のために出動する、こういう場合はその仕事の性質上やはり相当危険なことが多、こういうふうな考へられるわけでありまして、船の構造から危険が来るといふことではなく、やはり勤務の性質上相当の危険を予想せざるを得ない、こういうふうな考へておるわけであり

○木下源吾君 あなた、あの船を御覧になつたり訓練の状況などを……まだそんな訓練までは入つておりませんが、そういうことを御覧になりましたか、実際に……

○国務大臣(大橋武夫君) 私もこの月の初めに機須賀まで参りまして、大型の船、小型の船を御覧に見て参りました。そうして訓練の状況も見ておりました。

○木下源吾君 その御覧になつて、あれはあなたが今度企てておられる、この法律で企てておられるよ様なことがつまり完遂できるというお考えをお持ちになつておられますか。

○国務大臣(大橋武夫君) 御承知のように、たゞさんの船を操りまして部隊行動をやつて海上の警備をやつて行くという仕事は、これはなかなか簡単にできる仕事ではないのでございまして、そのためにはできるだけのいい船に訓練の積んだ乗組員を乗せる、又この全体を指揮する上において優秀な指揮者を得る、こういうことが望ましいこととは申すまでもないわけではございませ

が、いろいろの国の実情から考へまして、不十分ながらあの船を以てする訓練、或いは船舶操縦の訓練、或いは必要な水難救助、或いは警備上の活動、こうしたことをできるだけあつた船でやつて行きたい、こう考へております。無論将来におきまして、財政その他国内の事情が許しますならば、専ら当初からその目的に設計いたしました船舶、又は速力なり装備なりそれになつたよ様な船舶を得るといふことが、これは望ましいことであると、こ

○木下源吾君 そうすると、まあ今合間に合せにやつておると、その間に合せも当初はそういう考へては、アメリカが貸してくれぬものもあつた役立つものを貸してもらへると思つたが、実際に借りてみたところが、意外に役立たぬものであると、こういうふうな考へていいのですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 私どもはあの船が警備のために役に立たないとは考へておりません。もと／＼上陸軍の援護の目的で設計された船でありますから、本来海上の一般警備のために設計した船といふわけではございませぬが、併しそういう目的にも或る程度活用できると、こう考へております。そうしてできるだけこれを活用して海上警備隊の目的、任務のために訓練をいたし、できるだけ使命を果すように努力をいたしたい、かように考へておるわけではございませぬ。

○木下源吾君 それは私は今あなたがお答えになつたことと実情とは全く合わん、こう考へておるのですが、まああなたはあれによつて、あの程度のものでよろしいと、こういうまあお考へならば、同時に私は別にあれでは生命の危険だとか、普通の警察よりも、或いはほかの公務員の場合よりも危険だといふようなことは毛頭考へられな

い。それからたまたま一つ聞いておかねばならんことは、今おやりになつておることはつまり幹部を養成するといふ意味で、主たる意味はそういうこととおやりになつておるのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 現在は船をまだ受取つておりませんが、併し一応いづれこちらへ渡してくれるが、それまでの間、とき／＼訓練のために乗つて使つてよろしい、こういう話合いで使つておるわけでございます。この船が將來こちらに引渡されました場合には、当方で完全に運用して参らなければなりませんので、或る程度の数の船が差当り近い時期に引渡されるものとして、或る一箇の擲つた乗組員の組を用意し、実地に訓練をしておりま

す。で、これは全部の船舶の乗組員に十分な人員ではございません。僅かなものでございます。併しそれだけは幹部ばかりではなく、實際船に必要なすべての配置をきめ、その訓練をいたしております。これと並行いたしました

て、將來逐次六十隻の船が引渡されて来るはずでございますが、將來の引渡される分につきましては、差当り幹部を予定して訓練して、時期を見て一般の乗組員の訓練を進めて行こうと、こういう計画で訓練中でありませう。

○木下源吾君 今のあなたがたのお考

えは何ですか、これもいわけゆる公務員でありますか、この公務員は技術の公務員であるというふうにお考へになつておるのか、一般のま行政とは違いますが、こういう面ではどういふ公務員という規定をなされるのか、この点を一つ……。

○國務大臣(大橋武夫君) 技術と一般をどういふふうに分けるのかという

ことは私は詳しくは存じませんが、實際の任務の性質から見ますと、という

と、船舶に乗組んだ人々や、船舶の運用でありますとか、或いは武器の操縦を担当する人もありますし、又船舶の中における事務管理的な仕事もあるわけでありませう。殊に陸上におきましては、これらの船舶の運用を指揮したり、或いは会計、補給等の事務を担当する職員も多数必要と思われませう。結局両方のものを含んでおると、かやうに考へております。

○木下源吾君 そうしますと、給手の面においては技術も、それからまあ軍隊と言ふには当りませんが、軍隊行政といふんですか、保安隊行政といふんですか、警備行政といふんですか、それとは何ら区別なくこの給手を一律に支給しようという考へてまあ出されておると思ふのですが、行く／＼はそういう面を分けて何らかの区別を付けようという考へを持つておられるのか。

○國務大臣(大橋武夫君) 例えは現在の範囲におきましても、常時船舶に乗込むような仕事につきましても乗船手当を出すとか或いは将来航空機などを利用するということになりますと、その操縦者に対しては、その程度に

いふよりその仕事の性質によりまして特別の手当を出すという事は、これは現在でも或る程度考へて將來も考へる必要があると思つております。併し基本的な給手につきましては、技術系統の者と事務系統の者を区別して体系を立てる、或いは金額をきめる、こ

ういふような必要はないと、こゝ思つております。

○木下源吾君 今後のなにつましまして昇給、昇格はどういうふうに行われるのですか。

○政府委員(加藤三三君) 御承知の通り、技術的な仕事に従事いたします者も、それ以外の者も保安隊、将来設けられませう保安隊及び警備隊においてはそれ／＼階級を持つております。それで私どももいたしましては、人事管理の面から申しまして、技術的なものであるとか、そうでないものによりまして昇給、昇格と申しますか、そういうものについて年限その他の区別を設けようという事は、只今のところは考へていないのであります。又將來の必要によりますと、どうしても技術的な者が足りない、このほうの幹部を早急に充実しなければならぬということになりますと、實際的な事情に

応じて或いは技術系統の特定の部門の者については特に昇給、昇格の年限を早めて欠員の必要な充員をするということも或いはあるかと思ひますが、只今のところにおきましては大體同様

に考へております。

○木下源吾君 ではお尋ねしますが、まあこれはそういうふうなきめておるのではなからうが、先般行つて見ますと、従来の軍隊の士官に相当するような階級ですね、つまり言へば、これは士官と称しておりますね、士官、それとも一つは、記章は國際的な海軍の記章をどこへでも通ずるといふような帽子から何かから将官は各國の将官のような金モールを付けておるといふふうになつておりますが、やはりこれはそういうことにしなければならぬような意味があるのかどうか。つまり言つて、日本ではこのやうなつまり警備隊、それはやはり海軍だぞといふことを外國に見せる、知らしめる必要があるのかどうか、こゝいう点を一つお伺いしたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 階級はその海上警備隊の船の運用、又船隊の運用、そういう必要からこれに相当する階級を区別したわけでございます。別に特にこれは海軍だぞといふやうなつもりでやつたわけではございません。強いて申しますならば、アメリカにおきましては海軍のほかにはゴースト・ガード、即ち水上警察と申しますか、そういうものがございまして、こゝいうのはやはり同じやうな区分の階級を持つておりますし、これを大體學びまして現在の海上保安庁の警備隊の海上保安官の階級制度といふものができておるわけでありませう。これをそのまま承継をいたしております。

今どうしては部隊行動をするものでございまして、指揮命令の関係を明らかにしたのであります。或る程度の基礎的な部隊から漸次大きな部隊に、階段的に組立てて行く、こゝなりませうと、自然に軍隊と同じやうな階級区分、これが實際上において便利である、こゝいう理由でこゝいう階級になつたわけでありませう。特に軍隊である

ということを示すためにこの階級をき

めたわけではございません。それから帽子の底であるとか或いは記章であるとか、こゝいうものもそれ／＼の階級を示すのによからうといふ意味で作つたのでございまして、別に國際的な基準によつて作つたというわけではございません。

○木下源吾君 そうすると、やはり士官といふのは職業的だと、昔の職業的軍人だと、それ以下は昔は兵隊なんだ、今度は兵隊に対しても公務員として、一般公務員よりも優遇する給手をするのだ、こゝいうことにならうと思

うですが、これはどういふところか、一體違ひがあるのか、どういふところに昔の兵隊と違ひがあるのか、この点を一つお伺いして、そうでないか、一般公務員であるなら一般公務員のやうな給手

で私はいいじやないか。国情の上において低い経済力であるのだから、こゝいうふうな考へるのですが、何もこれは一般公務員が今低いからそれでいいのだといふのではなく、私はフランスをとる意味においてそれでいいのじやないか。士官といふものは特別な作戦だとか、指揮だとか或いは技術だとか、いろいろ／＼面であらう別に考へられるとしても、一般の者については特にその一般公務員より優遇をしなければならぬ、不均衡のやうな給手でないのじやないか。いんや今日の場合、先ほどもお伺いしたやうに治安維持といふ面においては今日までで

も警察予備隊、或いは海上保安隊も別にこゝいう技術も何もないので、こゝいう点については、給手の面では我々

はどうも不均衡で矛盾がある、こゝい

七

うように考へるのです。若しそれ國際的な面でもうしても權威やら、或いはそういうものを保たねばならぬというなら、これは又別に考へなければならぬ。ただ恰好だけ帽子や記章や金モールだけで國際的に同じだということだけではいかんじやないか、そういうふうにもまあ考へられるので、その点はどうもはつきりしないと思つて、特にならうという点について何か御意見があつたらお聞かせ頂きたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 帽子とか金モールとか記章とか、こういうものは先ほど申し上げました通り、別に國際的基準というものがあつてそれに倣うという性質のものではありません。ただ或る程度の階級を、その階級を明らかにするための記章、それだけのことでございまして、別に國際的な基準に従わなければならないというものでもありません。それから給手につきましても、士官とおつしやいましたが、これは保安官或いは警備官の幹部職員のことであると思つて、これを除いた一般隊員は昔の兵隊とどう違ふのかという点でございまして、昔の兵隊はこれは御承知の通り兵役法によりまして義務として徴兵制度によつて徴募をせられたものであります。又これに對しては給手はほんの名目的なものを支出するというのが実情であると思つて、併し今日のこの一般警備官或いは保安官、これらの諸君は全く一般の公務員と同じ建前において國の公務員として定められておるわけでございます。志願によつて募集に応じて入つて来る、従つてその給手等につきましても、一般の公務員に準じて支給をする、こういうことになつております。

これは非常に高過ぎるではないかという、高きに失してゐる、一般の公務員とはバランスがとれないという御意見でございまして、先に申し上げました通り、任務の性質から見まして、一般警備官の給手といふものを基準にいたしましておつしやねそれに準じて或る程度の勤務の特殊性といふものを加味して定めたものでありまして、特に一般警備官に比べて高きに失してゐるとは考へておりません。

○木下源吉君 私是一般質問の最後の一つだけお聞きしておきたいのですが、武器に準じて、そうしてこの制度を運用しようというふうなまあ傾向になつておるわけでありまして、そこで武器は向うから貸手を受けたもの、これを基準にしておる、今借りておる、借りようとする最も多い船は上陸用の船だといふことは、これはもうまごころとありませぬ。上陸用の船だ。そうして上陸に對する船でありますために、あれを使つては上陸の際の訓練をする、あれを使つての訓練はそういうことになる。そこであの訓練をするのは上陸の訓練はしない、上陸訓練をするといふことは取も直さず日本の場合ならばほかの國の沿岸に兵隊を、或いは警備隊を上陸させるといふことになるので、上陸させるといふことなつて、そういうことはしないのだ、従つてそういう訓練もしないのか、どういふように了解してよろしいかどうか、これだけを一つお伺いしておきます。

○國務大臣(大橋武夫君) 船は上陸援護用にも設計されたように聞いておりますが、私どもはあの船を一般海上警備に使用したい、従つて訓練といたしましては、一般海上警備に必要な訓練をしており、特に上陸援護を目的とした訓練を行う意思はございませぬ。

○千葉信君 逐条質問に入る前に只今の木下委員の質問に關連する事項について一つだけお尋ねしたいと思つて、それは今例えは帽章であるとか或いは金モールであるとか肩章等の問題について木下委員から質問がございまして、大橋國務大臣も横須賀へはおいでになつたそうでございますが、私どもも横須賀へ参りました、そうしてあのフリゲート艦の艦上にも参りましたし、それから上陸用舟艇にも参つて見學をいたしておりますが、あの場合に、私ども、実は先ほど木下委員が言われたような肩章等については、実は私どもの印象からすれば、これはもう海軍であり、一方警察予備隊は陸軍であるといふ考へ方を持っておりますが、あの肩章なんかを拜見したとき、実は愕然としておるのです、現実におつたつて……。それは私どもあのフリゲート艦の艦上に行くときに、これは大橋さんも同様だろつと思つたので、向うさんの駆逐艦のあれを通つて行つたので、その場合に私ども案内してくれて艦監であるとか艦監部の長官であるとか、それから地方監部の長官であるとか、艦監部の長官は万国共通の海軍中將の肩章を付けておるのです。而もその駆逐艦の艦上を通るときに、アメリカの水兵さんや将校さんはその日本の海軍中將の肩章を付けて、艦監部の長官に對し、日本の海軍中將としての礼遇で挨拶しておるので

す。又海軍少將の資格で向うは礼遇しておるのです。こういう問題はまああつた場合だけなら問題は無いと思つたのですが、これが將來いろいろ演習等の關係で、日本國外の地方なんかへも出掛るときは限らないと思つたのです。又アメリカ以外の所から來ない場合も無いとは限らないと思つたのです。そういう場合に与える國際的影響等についてアメリカ以外のその他諸外國等のもので對する考へ方が、日本では軍備をしないといふ政府当局者は言つておるけれども、もうちやんと海軍があるのじやないか、こういう印象は、これははつきりすると思つたのですが、そういう場合に對する國際的影響といふものについて大橋國務大臣は考へになられてあつたか、肩章なんかを付けてられたかどうか、その点もこの際承つておきたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 肩章は別に國際的な基準といふことを考慮せずに海上警備隊自身の階級の區別に従つて、當方において適當と認める意匠に従つて考案をいたしましたのであります。これに對しまして、米國側は如何なる敬礼をいたしておるか、これは私は實地に見たことはございませぬ。実は私は米國の駆逐艦に通らず、直接フリゲート艦の舷側に行つて、そういう事實は見ておりませんが、併し恐らくその近所におります者で、お互いにならな近しくいたしておりました、又特に現在向うの管理をしております船船でございまして、船舶の管理官も乗組んでおりますので、又新しい裝備でございまして、その使用方法を教へてもらうためにフリゲート艦なり或いは上陸用舟艇にわざと専門の技

術將校に手をとつて教へてもらつておるといふ關係もございまして、お互いに近しく交際いたしております。その關係上、相互に社会的に必要と認められる敬礼を交換し合うといふことはこれは十分あり得ることと存じます。

○千葉信君 これは直接この法案に余り深く關係もありませんから、これ以上追及はいたしませんけれども、併しこれは本人に差障りがあつては困るので、少尉に該當するとか、本人たちがそういう意識を持つてゐるらしい、はつきりそういうことを言つておるのです。まあこれはこういう私どもが聞いて来た話から本人たちに差障りが起ることがあつては甚だ私どもは遺憾に堪えない、併し事實上そういうことがあるといふことだけはこの際大橋さんにも十分、あなたがどういふふうに説明し、どういふふうにご答弁されようとも、そういう事實があることについては十分これは考へになつて頂かなければならぬと思つておるのです。まあこの問題はこれのくりにして逐条審議に入りたいと思つておる。

○委員長(カニエ郎君) それでは他に総括質問ございませぬか。

○鈴木直人君 只今千葉さんから質問がありました、私初めて聞いたのですが、やはりアメリカの海軍は日本の警察予備隊の幹部を中將とか少將とかいうふうにして、事實を考へ思つて挨拶をしておる事實といふのはあるのでしょうか。



か。それを一つお聞きしてみたいと思  
います。

○國務大臣(大橋武夫) 日本の海上  
警備隊を日本の海軍だと思つては  
アメリカ人はないと思つて。又警察予  
備隊を日本の陸軍だと思つておる人は  
ないと思つて。ただその場合に記章  
の問題が只今出たのでございますが、  
記章は何も海軍について万国共通の記  
章というものがあつたわけではないので  
ございます。このアメリカの例をとつ  
て見ましても、アメリカには海軍と  
コースト・ガードというものと二つあ  
ります。海軍はこれは武官であります  
し、コースト・ガードはシビリアンで  
あります。併しながら、同じような  
船を運用します関係上、相互とも同じ  
ような階級に分けておられますし、そ  
れぞれの階級に應じた記章というものは  
非常によく似ておる、これはまあ一般  
の職員などにも海軍によく似た帽子  
やら記章やら星やらあつたわけであ  
ります。まあこれは階級組織になつてお  
りますから、どの国で考えましてもま  
あそれ／＼の階級を明らかにするとい  
うことになりまします。まあ似たり寄つた  
りの意匠になると、こういうことがあ  
り得ると思つておられます。併し特に  
海軍について万国共通の記章などとい  
うことは私も承知しておりません。

これは海上警備隊の記章というものは、  
日本において新しく考案した意  
匠によつて制定したものと思つてお  
ります。

○委員長(カニ二郎) それでは他  
に総合的質問の御発言はありませ  
んか。

○委員(カニ二郎) それでは他  
に総合的質問の御発言はありませ  
んか。

○千葉信君 大体総合問題、それから逐  
条問題というふうにする事になつて  
おられますが、併し余り厳格に、もうこ  
れで逐条質問に入つたのだから総合質  
問があつてはいけないといふことでは  
なしに、特に森崎委員なんかからは質  
疑が通告されておるようでありませ  
んか、一応ここらあたりで御出席のか  
から質問がなければ、あと総合質問が  
あつたらやめることにして、逐条審議に  
入つたほうがいいと思つておるよう  
ですか。

○委員(カニ二郎) それでは只  
今の……

○木下源吉君 今のやつはそういうふ  
うに確認していいのかな、一応聞いて  
みて下さい。詰つてみて下さい。

○鈴木直人君 今千葉さんからお話が  
ありましたように、まだ少くともこ  
こにおる人は総合質問はないといふこ  
とははつきりしておるのですが、誰か  
総合質問をしたという、本當にそう  
いうことを考へておる人、そういう  
ことが封ぜられるといふことは問題で  
ありますから、そういう者は例外的に  
いつでもやられることにして、原則と  
しては終りにして逐条審議に行く、こ  
ういうふうなきまりを付けたほうが  
いいのじゃないですか。

○千葉信君 私の言つておるのは、そ  
ういふ意味ではなく、総合質問とか逐  
条質問とか大体これは区別して従来ず  
つとやつておられますが、実は時間なん  
かの関係もありまして、もうそろ／＼  
ここらあたりで逐条審議に入る時間だ  
と思つておるのです。ただその場合に、森崎  
君なんかからまだ質疑が通告されてお  
りますから、総合質問が何も行われてお  
りませぬから、これも当然総合質問が

將來あるだろうし、それから私どもの  
場合もいろいろ逐条審議をやつておる  
経過の中で、いろいろな角度からやは  
り総合質問に類する質問をしなければ  
ならん場合が出て来ると思つておる  
のです。

○委員(カニ二郎) それでは只  
今千葉君の御発言の通りに運営をいた  
します。それでは引續いて御質疑を願  
います。

○千葉信君 以下申上げる質問は、特  
に國務大臣と言わなければ、人事局  
長からの御答弁でも結構ですから御  
答弁をお願いしたいと思います。それはこ  
の法案の第四条による俸給額につい  
ての問題となりますことは、次長と官房長  
等の俸給表と事務官に對する俸給表が  
はつきり別されておるようですが、  
これはどういふ必要からこの区別を行  
われたか、この点が第一、それから  
いずれも次官及び官房長並びに事務官  
等の俸給月額の算出の方法をどうい  
う方法でやりになつたかということ  
と、どういふ基準でこの算出を行われ  
たかということ、それからもう一点  
は、課長、部員の項に甲級、乙級、丙  
級という区分がありますが、これは総  
理府令で定めるといふことに備考でな  
つておられますが、どういふ基準を以て  
この区分を行われるおつもりである  
か、以上三点を先ず御答弁願いたい  
と思つておる。

○政府委員(加藤三三) 先ず第一点  
でございますが、次長、官房長、局  
長、課長及び部員その以外の事務官、  
技官等との俸給表に区別を設けたこと  
につきましては、保安庁法の第十六條  
に部員、局長、課長、官房長等の事務  
が書いてございまして、大体私どもの  
考へ方といたしましては、部員以上の  
かたは保安庁のいろいろな政策の決定  
に従事する、部員は課務に参画する  
といふふうに着いてございまして、政  
策面の決定に参画するもの、どう  
いふふうに着いておるの、ございま  
す。で、事務官等はおの／＼その命ぜ  
られた事務に従事する政策的な面の決  
定は、これを本庁の職員で、基幹職員  
でありますところの部員、課長、局  
長、官房長、次長、いろいろものが長  
官を相佐して行つた、どういふふう  
に考へたことが一つであります。又こ  
ういふふうな面から考へますと、保  
安庁法案にありますが第一幕僚監部、第  
二幕僚監部と官房及び各局との関係に  
ついてこの保安庁法案の第十條に規定  
があります、長官官房及び各局は、  
制隊員でありますところの第一幕僚  
長、第二幕僚長に對しまして、長官の  
行方各般の方針及び基本的な実施計  
の作成についての指示とか或いは保安  
隊又は警備隊に関する事項について第  
一幕僚長又は第二幕僚長の作成した方  
針及び基本的な実施計画について長官  
の行います承認、その他保安隊又は  
警備隊の隊務に關して長官の行つた  
一般的監督について、長官を補佐する  
といふふうな高い面の知識経験を要  
する仕事を担任させることとしてお  
るのであります。そこでこのことは関連  
いたしまして保安隊、警備隊の保安  
官、警備官の給手の決定に及んで来る  
わけでありまして、保安隊、警備隊の

保安官、警備官は先ほど申しまし  
ごとく、それ／＼俸給の支給を間違  
なく能率的にするといふ面からいた  
しまして、いろいろ手当等を加算を  
いたしまして一本として整備をいた  
しました。政策的の方面におきまし  
て一般的な方針等の指示につきまして  
保安官、警備官を統制する長官の職務  
を補佐するところの課長、部員、局長等  
は、これらの俸給等の均衡を考慮して  
特別の俸給表を制定することが望まし  
い、どういふふうな考へ方からいたしま  
して、次長、官房長、局長、部員につ  
いては特別の俸給表を設けたのでござ  
います。事務官その他につきましてはさ  
ような必要を認めなかつたのでござ  
います。これらにつきましては、一般  
職の公務員の俸給表を使うことにな  
したのであります。次に事務官等の俸  
給表については、大体一般職の職員  
に相当いたします仕事に應じてしま  
してそれ／＼の格付をいたしますので、  
これは御説明を要しないかと思つて  
おります、課長、部員、官房長、局長、次長  
等の俸給はいろいろふうにしてきめ  
た、先ず長官は國務大臣でございま  
す。次長はその下におきまして、今言  
いましたような面におきましての重要  
な決定をいたし、補佐をいたすもので  
ございまして、大体私どもの考へ方  
としては次長検査級の俸給をこれに給  
手いたしたい、どういふことできめ  
られておるのでございまして、官房長、局  
長につきましては、これも只今申上げ  
ました事務の一つでございまして、保安  
官、警備官の局長に相当する者が占  
めます地位、大体におきましてこれは  
保安隊及び保安監視でございまして、そ

これらの者の俸給を見合せまして、双方の者にまたがりまして局長、官房長の俸給を決定いたしました。課長及び部員につきましては、このような標準に基きまして、課長は大体におきまして、一等警察正乃至二等警察正ぐらいのところを標準にいたし、部員はその下のところを位付けまして俸給の決定の根本的な方針としてきめておるのでございます。それから課長級、部員級につきまして甲、乙、丙の区分のあること

でございますが、これは甲級と申しますのは、現在におきましては課長の諸君の級にしております。これはこの法律が成立をいたしましたれば、やはり同様に扱いたいと思っております。乙級と申しますのは、部員の中で高級のクラス、まあ普通の一般職の職員で申しますと課長補佐級のかた／＼を乙級といたしております。それ以外の部員を丙級と、こういうふうにご考えております。

○千葉信君 そういたしますと、この事務官等の俸給表で賄われる職員で課長補佐とか或いは課長補佐に準ずるような職務を担当する事務官はないというふうに確認して差支えありませんか。

○政府委員(加藤三三) 只今申し上げましたような次第でございますが、官房及び各局におきましては、その仕事を動かして行く中心は部員以上でございます。事務官等は全くその補助的な仕事をいたすに過ぎません。ただこのほかに事務官等を以て当てることを考えております重要な職といたしましては、保安大学の教官でありますとか、これらにつきましては、校長さんなどは相当高級の職を当てなければい

けないだろうと考えております。官房各局につきましては、課長補佐に相当する者は全然ありません。

○千葉信君 次に御尋ねしたいことは、俸給額の計算の基礎に超過勤務手当が加算されておりますね、その加算の仕方自体にも少し問題がありますけれども、併しこの際御尋ねたいことは、これを加算したために起つて来る不合理、不公平という問題が出て来ると思う。勤務地手当支給の場合には、御承知の通り現在の公務員等の場合には本俸と家族手当の二割五分とか、二割という計算になるのですが、この場合には本俸に超過勤務手当が加算されておるために不当に有利になる条件が出て来るのです。細かい問題ですけども、これが問題になるといふことは、先ほどいろいろ計数を以て御質問申上げた非常にその給手の水準が有利だという条件の上に更にこれが重ると思ふ。どうしてこういう処置をとるようになったかということが一つと、それからもう一つは、恩給額の決定にも同様な条件がはつきり出て来ると思う。この不公平、他との均衡というところは考慮しなかつたのかどうかという点を……。

○政府委員(加藤三三) 本房といいますが、今度の官房各局でございますが、この部員以上の職員の給手の決定につきまして超過勤務を加えた点であります。これは御指摘のようなこととは十分あるのでございます。ただ私どもといたしましては、先ほど御説明いたしましたこととく、それ／＼これらの行います政策的な決定と申しますか、長官の政策的な決定を補助し、統制する面の補助者であるこれらの者の

給手をきめるにつきましては、仕事の運営上の都合を考へまして、その決定に従うところの制服隊員の者の相当階級との間の均衡ということも考へなければいけないと、こういうふうにご考へたわけでありまして、そこで制服隊員の者の給手をきめます際に先ほど申し上げましたような事情で、超過勤務手当を本俸中に加算したのであります。この加算の仕方につきましてはいろいろございまして、ただ当時、最初に二十五年の八月にこの給手を決定いたしました際には、国家地方警察の警察官の平均の超過勤務手当の率を算定いたしました。この率を標準にいたしまして一応警察予備隊の警察官の俸給の基本額の決定について入れたのでございまして、その後の給手の改訂につきましても大体この率を踏襲して参つたのでござい

ますが、そういうふうにご保安官、警備官につきましては、超過勤務が入つておりますので、この部員等も仕事の統制の關係上、同じような給手の体系にしたほうが、俸給によつて職務の甲乙を付けるといふことは万々ないでありまして、うが、そういう点も避けたほうがよろしいのではないかと、いうふうなことから、部員等には超過勤務を加算して給手を決定するということにしたのであります。これに伴ひまして起るところの不合理的と申しますか、これは勤務地手当の加算等についても起つて来るのであります。この点は私どももいたしまして考へておつたのでござい

ますが、何と申しますか、警察予備隊、今度の保安庁の仕事の面から申しまして、これ／＼の条件で優遇をして頂くことはいいのではないかと、許されてよろしいのではなからうかということ

を考へておるのでございまして、○千葉信君 次に部隊等に勤務する事務官等は、保安官や警備官のように乗船手当とか航海手当とかというものが無いわけでありまして、そういう事務官等の俸給表は、これは一般職の職員等と全く同列で計算され、同列で俸給表ができておるようですが、この点の不合理はどういうふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(加藤三三) 部隊等に勤務いたしております事務官等は特別の、先ほど申し上げました保安大学校でありますとか、保安研修所でありますとか、そういう所に勤務いたします者を除きましては、主として靴の修理とか被服の修理に当る者でありますとか、そういうふうなものが多くござい

ます。只今のところ私どもはこの事務官等のかた／＼が船に乗込まれるというところは考へておらないのであります。そこで乗船手当、航海手当については規定をいたさなかつた次第であります。

○千葉信君 それからこれは一応前にも他の機会に御答弁を頂いたのですが、この機会にも参考までに承わつておきたいことは、日額制にした理由です。ね、どういふ理由から日額制にされたか、その点……。

○政府委員(加藤三三) 保安官、警備官の給手を日額制にいたしましたのは、これは前々から申上げております通り、現在の警察予備隊、海上警備隊の、海上警備官の給手の制度を踏襲したのであります。私どももいたしましては、当初警察予備隊の警察官の給手を決定いたします際に非常に移動が多い、人数が多い、給手の關係の係官

は各方面から民間におられるかたを採用いたしました。給手の係官に當り、非常に事務に不慣れでありまして、到底普通の一般公務員と同じような支払いの方法をとつたのでは間違ひが多くて困りはしないかということからして、当初は日額制ということにいたしましたのであります。だん／＼これに慣れて参りまして、又実際やつておるとも多うございまして、今回先づその制度を踏襲するというふうになつたのであります。

○千葉信君 それから次は扶養手当の問題ですが、扶養手当は保査長、警査長以下には支給しないことになつております。ところが実情を承わりますと、例えばこの前参りましたあれは河と申しますか、練馬の第一監獄部だつたか、あそこへ参りましたときに聞きました、あそこだけの実情から見ましても、大体保査長、警査長以下の隊員の一〇・二%の隊員が扶養家族を持つておるのであります。一〇・二%の警査長、或いは保査長以下の隊員が扶養家族を持つておるのです。而もこの法律によりまして、これらの諸君に対しては扶養家族手当は出さない。一体どういふわけにこういう不合理な取扱をされたか、その理由を承わりたいと思ひます。

○政府委員(加藤三三) 警査長以下の諸君に対する扶養手当を支給しないという問題につきましては、只今御指摘の通り、約一割ぐらい、私どものほうの調べでは全国平均をいたしまして一〇%ぐらいになつておるのであります。それが、それ／＼の諸君が扶養家族を持つておられるのでござい

諸君に對しまして扶養手当を支給する  
ということは望ましいことで、十分考  
えられなければならない問題でありま  
すが、只今のところ我々といたしまし  
ては先ほど申上げました給与の計算の  
非常に複雑になるといふようなこと、  
それからその大多数の隊員は十八才か  
ら二十才くらいのかたぐいでございま  
して、兵舎の中に住んでおられまして  
家族と離れております。扶養手当の基  
礎となる扶養親族の調査等につきまし  
てなかなか困難もありはしないかとい  
うふうなことからいたしまして、一応  
只今のところは給与の、本俸の計算の  
基礎に入れますして、別に扶養手当を出  
さないということにいたしましたのであり  
ます。

○木下源吾君 この親法律が今西院協  
議会にかかつておるはずですが、審議  
状況はどうなつておるか、一応ちよつと  
調べてみて頂きたい。それによつて  
こつちのほうの最終的なものをやはり  
きめなければならぬ。いろ／＼それと  
関連があるのでちよつと調べてくれま  
せんか。

○千葉信君 まあ今質問の途中ですが、  
大体保安庁法案の問題もありましよう  
けれども、今日実は四時半から人事委  
員会の懇談会の予定になつておりま  
す。そろ／＼これくらいで今日は審議  
を終る必要があると思つたのですが、委  
員長からお諮り願ひたいと思ひます。

○委員長(カニ二郎君) 只今の木下  
君の御発言につきましては、事務局を  
して一応調査いたさせます。

それから千葉君の御発言に對しまし  
ては、これは各派とも前々から了承し  
ておりますことでありまうから、従つ  
て質疑はございませうが、本日はこれに

て散会いたします。  
午後四時二十九分散会

昭和二十七年十月十日印刷

昭和二十七年十月十一日発行

參議院事務局

印刷者 大塚省印刷局